

市第22号議案

横浜市市税条例等の一部改正

横浜市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

（横浜市市税条例の一部改正）

第1条 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条第5項中「この節」の次に「（第33条の6第7項から第9項までを除く。）の規定」を加える。

第23条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「を乗じて得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第33条の5の6第3項中「、同条第3項中「前条第3項」とあるのは「第33条の5の6第3項において読み替えて準用する前条第3項」と」を削る。

第33条の5の7の次に次の1条を加える。

（市長と年金保険者との間における通知の方法）

第33条の5の8 第33条の5の3、第33条の5の5第5項（第33条の5の6第3項において準用する場合を含む。）その他法第321条の7の11第1項に規定する政令で定める規定に規定する年金保険者が市長に対して行う通知については、同項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、機構（法第761条に規

定する地方税共同機構をいう。以下この節において同じ。)を  
經由して行うものとする。

- 2 市長は、第33条の5の4第3項及び第33条の5の5第3項（  
これらの規定を第33条の5の6第3項において準用する場合を  
含む。）に規定する年金保険者に対して行う通知については、  
法第321条の7の11第2項の規定に基づく総務省令で定めると  
ころにより、機構を經由して行うものとする。

第33条の6第4項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所  
若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に改め、「同項に  
規定する」を削り、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次  
の2項を加える。

- 4 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する  
法人（以下この条において「内国法人」という。）が各事業年  
度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の7第4  
項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を  
受ける場合には、法第321条の8第24項に規定するところによ  
り、控除すべき額を同条第1項（同項に規定する予定申告法人  
（以下この条において「予定申告法人」という。）に係るもの  
を除く。）、第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付  
すべき法人税割額から控除するものとする。

- 5 内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別  
措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第  
4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の  
8第25項に規定するところにより、控除すべき額を同条第1項  
（予定申告法人に係るものを除く。）、第4項、第22項又は第

23項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

第33条の6に次の3項を加える。

- 7 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項及び第2項の規定により、これらの規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第42項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法その他法第321条の8第42項の規定に基づく総務省令で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
- 8 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、法第321条の8第44項に規定する規定を適用する。
- 9 第7項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

第34条第1項ただし書中「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第35条の2第6項中「同項各号に掲げる方法のいずれかにより

」を「、年金保険者にあつては同項各号に掲げる方法のいずれかにより、それ以外の公的年金等の支払をする者にあつては同項第1号又は第2号に掲げる方法のいずれかにより、」に改め、同条に次の1項を加える。

- 9 第5項（法第317条の6第5項第1号に係る部分に限る。）又は第6項（同条第6項第1号に係る部分に限る。）の規定により行われた記載事項の提供は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

附則第9条第8項中「3分の1」を「12分の7」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同条中第12項を第13項とし、第9項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 法附則第15条第32項に規定する設備（同項第3号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1（当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあつては、2分の1）を乗じて得た額とする。

附則第13条の7第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、「、「耐震基準適合住宅」の次に「（区分所有に係る家屋である耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第13条の8第1項、第13条の8の2第1項及び第13条の8の3第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改

める。

附則第13条の9の次に次の1条を加える。

(改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額に関する申告)

第13条の10 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設（以下この条において「改修実演芸術公演施設」という。）について同項の規定による固定資産税及び都市計画税の減額を受けようとする納税義務者は、当該改修実演芸術公演施設に係る同項に規定する利便性等向上改修工事（以下この条において「利便性等向上改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、同項の規定に基づく総務省令で定めるところによる証明書及び当該利便性等向上改修工事に要した費用を証する書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 改修実演芸術公演施設の所在、建築年月日及び床面積
- (3) 改修実演芸術公演施設が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (5) 利便性等向上改修工事に要した費用の額
- (6) その他市長が必要と認める事項

附則第14条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(通常市街化区域農地に対して課する平成31年度分以後の固定

資産税に関する特例)

第14条 法附則第19条の2第1項に規定する通常市街化区域農地に対して課する平成31年度分以後の固定資産税については、同条の規定を適用する。

附則第14条の2に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する平成6年度分以後の固定資産税に関する特例)」を付し、同条中「市街化区域農地」を「法附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地(以下「市街化区域農地」という。)」に改め、同条を附則第14条の3とし、附則第14条の次に次の1条を加える。

(田園住居地域内市街化区域農地に対して課する平成31年度分以後の固定資産税に関する特例)

第14条の2 法附則第19条の2第1項に規定する田園住居地域内市街化区域農地に対して課する平成31年度分以後の固定資産税については、法附則第19条の2の2の規定を適用する。

第2条 横浜市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中「第44項、第45項並びに第47項」を「第43項、第44項並びに第46項」に改め、同条第11項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第12項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第13項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

(横浜市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 横浜市市税条例等の一部を改正する条例(平成29年2月横浜市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち横浜市市税条例附則第16条の2の次に4条を加え

る改正規定のうち附則第16条の3に係る部分中「行うものとする」の次に「。この場合において、神奈川県は、自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対して、軽自動車税の環境性能割を課さないものとする」を加える。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中横浜市市税条例（以下「条例」という。）第23条の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び条例第34条第1項の改正規定並びに次項の規定 平成31年1月1日

(2) 第1条中条例第33条の5の6第3項の改正規定、条例第33条の5の7の次に1条を加える改正規定、条例第35条の2第6項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに第2条の規定 平成31年4月1日

(3) 第1条中条例第21条第5項の改正規定及び条例第33条の6に3項を加える改正規定並びに附則第6項の規定 平成32年4月1日

(4) 第1条中条例第23条の改正規定（「を乗じて得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える部分に限る。）及び附則第5項の規定 平成33年1月1日

(市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）

第34条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第33条の6第4項の規定は、同項に規定する内国法人に係る租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の6第2項第1号に規定する外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度に係る同法第66条の7第4項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融子会社等部分課税対象金額に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の8第24項に規定する控除対象所得税額等相当額又は租税特別措置法第68条の91第4項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対象金額に係る地方税法第321条の8第24項に規定する個別控除対象所得税額等相当額に係る新条例第33条の6第4項の規定により法人税割額から控除すべき金額について適用する。

4 新条例第33条の6第5項の規定は、同項に規定する内国法人に係る租税特別措置法第66条の9の2第1項に規定する外国関係法人の平成30年4月1日以後に開始する事業年度に係る同法第66条の9の3第4項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融関係法人部分課税対象金額に係る地方税法第321条の8第25項に規定する控除対象所得税額等相当額又は租税特別措置法第68条の93の3第4項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融関係法人部分課税対象金額に係る地方税法第321条の8第25項に規定する個別控除対象所得税額等相当額に係る新条例第33条の6第5項の規定により法人税割額から



控除すべき金額について適用する。

- 5 新条例第23条の規定（100,000円を加算する部分に限る。）は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例第21条第5項及び第33条の6第7項から第9項までの規定は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 7 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された第1条の規定による改正前の条例附則第9条第8項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 新条例附則第14条及び第14条の2の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

### 提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市市税条例等の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

第 1 条 関 係

（市民税の納税義務者等）

第 21 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（その社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 26 条の 2 第 1 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第 33 条の 6 第 7 項から第 9 項までを除く。）の規定中法人に関する規定を適用する。

（個人の均等割の非課税）

第 23 条 法第 295 条第 3 項の規定により、区内に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下この節において「前年」という。）の合計所得金額が 350,000 円にその者の 同 一 生 計 配 偶 者 及び扶養親族の数に 控 除 対 象 配 偶 者 1 を加えた数を乗じて得た金額 に 100,000 円 を 加 算 し た 金 額（その者が 同 一 生 計 配 偶 者 又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に 210,000 円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第 33 条の 5 の 6 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特

別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第33条の5の4第1項中「第33条の5の2第1項」とあるのは「第33条の5の6第1項」と、「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、その所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、同条第3項中「第33条の5の2第1項」とあるのは「第33条の5の6第1項」と、「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同条第4項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と、同条第5項中「第32条の各納期限のうち最初の納期限の10日前」とあるのは「当該年度の初日の属する年の3月31日」と、「7月31日」とあるのは「1月31日」と、前条第1項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と、同条第2項中「第33条の5の2第1項」とあるのは「第33条の5の6第1項」と——  
、同  
条第3項中「前条第3項」とあるのは「第33条の5の6第3項  
において読み替えて準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(第4項省略)

(市長と年金保険者との間における通知の方法)

第33条の5の8 第33条の5の3、第33条の5の5第5項（第33条の5の6第3項において準用する場合を含む。）その他法第321条の7の11第1項に規定する政令で定める規定に規定する年金保険者が市長に対して行う通知については、同項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、機構（法第761条に規定する地方税共同機構をいう。以下この節において同じ。）を経由して行うものとする。

2 市長は、第33条の5の4第3項及び第33条の5の5第3項（これらの規定を第33条の5の6第3項において準用する場合を含む。）に規定する年金保険者に対して行う通知については、法第321条の7の11第2項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、機構を経由して行うものとする。

（法人の市民税の申告納付）

第33条の6 （第1項から第3項まで省略）

4 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項に規定するところにより、控除すべき額を同条第1項（同項に規定する予定申告法人（以下この条において「予定申告法人」という。）に係るものを除く。）、第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

5 内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第

4 項及び第10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第25 項に規定するところにより、控除すべき額を同条第 1 項（予定申告法人に係るものを除く。）、第 4 項、第22 項又は第 23 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

6 内国法人

4 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（外国法人にあつては、法人税法第 138 条第 1 項第 1 号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。）を課された場合においては、法第 321 条の 8 第26 項の規定により控除すべき額を同条第 1 項（同項に規定する予定申告法人に係るものを除く。）、第 4 項、第22 項又は第 23 項の規定により申告納付すべき法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から控除するものとする。

7 法第 321 条の 8 第42 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項及び第 2 項の規定により、これらの規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の市民税の申告については、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、同条第42 項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報

処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法その他法第321条の8第42項の規定に基づく総務省令で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

8 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、法第321条の8第44項に規定する規定を適用する。

9 第7項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

（市民税の申告義務等）

第34条 第21条第1項第1号の者は、3月15日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第35条の2第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第

8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法第 317 条の 2 第 1 項ただし書に規定する寄附金税額控除額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得以外の所得を有しなかった者等」という。）については、この限りでない。

（第 1 号から第 8 号まで及び第 2 項から第 8 項まで省略）

（給与支払報告書等の提出義務）

第 35 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 第 4 項の規定によって公的年金等支払報告書を提出する義務がある者で、当該公的年金等支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第 226 条第 3 項に規定する源泉徴収票について同法第 228 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けるものは、第 4 項の規定にかかわらず、法第 317 条の 6 第 6 項に規定する公的年金等支払報告書記載事項を、年金保険者にあつては同項各号同項各号に掲げる方法のいずれかに掲げる方法のいずれかにより、それ以外の公的年金等の支払により をする者にあつては同項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法のいずれかにより、市長に提供しなければならない。

（第 7 項及び第 8 項省略）

9 第 5 項（法第 317 条の 6 第 5 項第 1 号に係る部分に限る。）又は第 6 項（同条第 6 項第 1 号に係る部分に限る。）の規定により行われた記載事項の提供は、法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

附 則

(固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)

第9条 (第1項から第7項まで省略)

8 法附則第15条第32項に規定する設備(同項第2号に掲げるものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に $\frac{12}{3}$ 分の $\frac{7}{1}$ (当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあつては、 $\frac{4}{2}$ 分の $\frac{3}{1}$ )を乗じて得た額とする。

9 法附則第15条第32項に規定する設備(同項第3号に掲げるものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に $\frac{3}{1}$ (当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあつては、 $\frac{2}{1}$ )を乗じて得た額とする。

$\frac{10}{9}$  (本文省略)

$\frac{11}{10}$  (本文省略)

$\frac{12}{11}$  (本文省略)

$\frac{13}{12}$  (本文省略)

(耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の7 法附則第15条の9第1項から第3項までの規定は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち平成24年1月2日から $\frac{\text{平成32年3月31日}}{\text{平成30年3月31日}}$ までの間に耐震改修(同条第1項に規定する耐震改修をいう。)が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第1項中「この条から附則第15条の10まで」とあるのは「横浜市市税条例



(以下「条例」という。) 附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項及び次項」と、「基準(同条第1項において「耐震基準」という。)」とあるのは「基準」と、「この項から」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項から」と、「次条第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、「平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。)を賦課期日とする年度から3年度分、当該耐震改修が平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度」とあるのは「平成24年1月2日から同年12月31日までの間に完了した場合には平成25年度」と、「を賦課期日とする年度分」とあるのは「(当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。)を賦課期日とする年度分」と、「耐震基準適合住宅(区分所有に係る家屋である耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。)」にあってはこの項の」とあるのは「耐震基準適合住宅にあっては条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項の」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「限る。)にあってはこの項の」とあるのは「限る。)にあっては同条第1項において読み替えて準用するこの項の」と、同条第2項中「前項」とあり、及び

「同項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則第13条の4に」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(熱損失防止改修住宅等に対して課する都市計画税の減額)

第13条の8 法附則第15条の9第9項から第12項までの規定は、平成20年1月1日以前から所在する住宅のうち、特定居住用部分（同条第4項に規定する特定居住用部分をいう。）において平成24年1月2日から平成32年3月31日までの間に熱損失防止改修工事（同条第9項に規定する熱損失防止改修工事をいう。）が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第9項中「この項から第11項まで及び次条第4項から第6項まで」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項から第11項まで」と、「この項、」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項、」と、「第1項又は次条第1項若しくは第4項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「

同条第1項において読み替えて準用する次項」と、「第4項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第10項中「この条」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項又は次条第1項若しくは第5項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「第352条第1項又は第2項」とあり、及び「同条第1項又は第2項」とあるのは「第702条の8第1項においてその例によるものとされる第352条第1項又は第2項」と、「第5項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第11項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第12項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第9項」

とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第9項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(特定耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の8の2 法附則第15条の9の2第1項から第3項までの規定は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成29年4月1日から $\frac{\text{平成32年3月31日}}{\text{平成30年3月31日}}$ までの間に特定耐震基準適合住宅(同条第1項に規定する特定耐震基準適合住宅をいう。)となったものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同項中「この項から第5項まで」とあるのは「横浜市市税条例(以下「条例」という。)附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用するこの項から第3項まで」と、「この項から第3項まで」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項から第3項まで」と、「既にこの項」とあるのは「既に同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「以下この項において」とあるのは「以下同条第1項において読み替えて準用するこの項において」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読

み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(特定熱損失防止改修住宅等に対して課する都市計画税の減額)

第13条の8の3 法附則第15条の9の2第4項から第7項までの規定は、平成20年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成29年4月1日から $\frac{\text{平成32年3月31日}}{\text{平成30年3月31日}}$ までの間に特定熱損失防止改修住宅(同条第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅をいう。)又は特定熱損失防止改修住宅専有部分(同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分をいう。)となったものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第4項中「この条」とあるのは「横浜市市税条例(以下「条例」という。)附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する第1項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次項」と、「あつては、この項」とあるのは「あつては、同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第5項中「この条」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項の」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する第1項の」と、「この項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「第352条第1項又は第2

項」とあり、「同条第1項又は第2項」とあるのは「第702条の8第1項においてその例によるものとされる第352条第1項又は第2項」と、同条第6項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第7項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第4項又は第5項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第4項又は第5項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額に関する申告)

第13条の10 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設（以下この条において「改修実演芸術公演施設」という。）について同項の規定による固定資産税及び都市計画税の減額を受けようとする納税義務者は、当該改修実演芸術公演施設に係る同項に規定する利便性等向上改修工事（以下この条において「利便性等向上改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、同項の規定に基づく総務省令で定めるところによる証明書及び当該利便性等向上改修工事に要した費用を証する書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 改修実演芸術公演施設の所在、建築年月日及び床面積
- (3) 改修実演芸術公演施設が高齢者、障害者等の移動等の円滑

化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(5) 利便性等向上改修工事に要した費用の額

(6) その他市長が必要と認める事項

（通常市街化区域農地に対して課する平成31年度分以後の固定（市街化区域農地に対して課する昭和47年度分以後の固定資産資産税に関する特例）税に関する特例）

第14条 法附則第19条の2第1項に規定する通常市街化区域農地市街化区域農地に対して課する昭和47年度分以後の固定に対して課する平成31年度分以後の固定資産税については、同資産税については、法附則第19条の2の規定を適用する。条の規定を適用する。

（田園住居地域内市街化区域農地に対して課する平成31年度分以後の固定資産税に関する特例）

第14条の2 法附則第19条の2第1項に規定する田園住居地域内市街化区域農地に対して課する平成31年度分以後の固定資産税については、法附則第19条の2の2の規定を適用する。

（市街化区域農地に対して課する平成6年度分以後の固定資産税に関する特例）

第14条の3 法附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地  
第14条の2 市街化区域農地  
（以下「市街化区域農地」という。）に対して課する平成6年度分以後の固定資産税については、法附則第19条の3の規定を適用する。

第2条関係

附 則

（固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）

第9条 法附則第15条（第2項第1号、第2号及び第6号、第8項、第18項、第32項、第37項、第43項、第44項並びに第46項を第44項、第45項並びに第47項を除く。以下この項において同じ。）、第15条の2又は第15条の3に規定する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、第45条から第47条まで又は第130条第1項の規定にかかわらず、それぞれ法附則第15条から第15条の3までの規定に規定する額とする。

（第2項から第10項まで省略）

- 11 法附則第15条第43項  
附則第15条第44項に規定する固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条、第46条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条第43項  
附則第15条第44項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の1（当該固定資産が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額とする。
- 12 法附則第15条第44項  
附則第15条第45項に規定する土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条第44項  
附則第15条第45項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とする。
- 13 法附則第15条第46項  
附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

横浜市市税条例等の一部を改正する条例（抜粋）



(上段 改正案  
下段 現 行)

附則第16条の2の次に次の4条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第71条から第72条の6までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。この場合において、神奈川県は、自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対して、軽自動車税の環境性能割を課さないものとする。

(附則第16条の4から第16条の6まで省略)

